

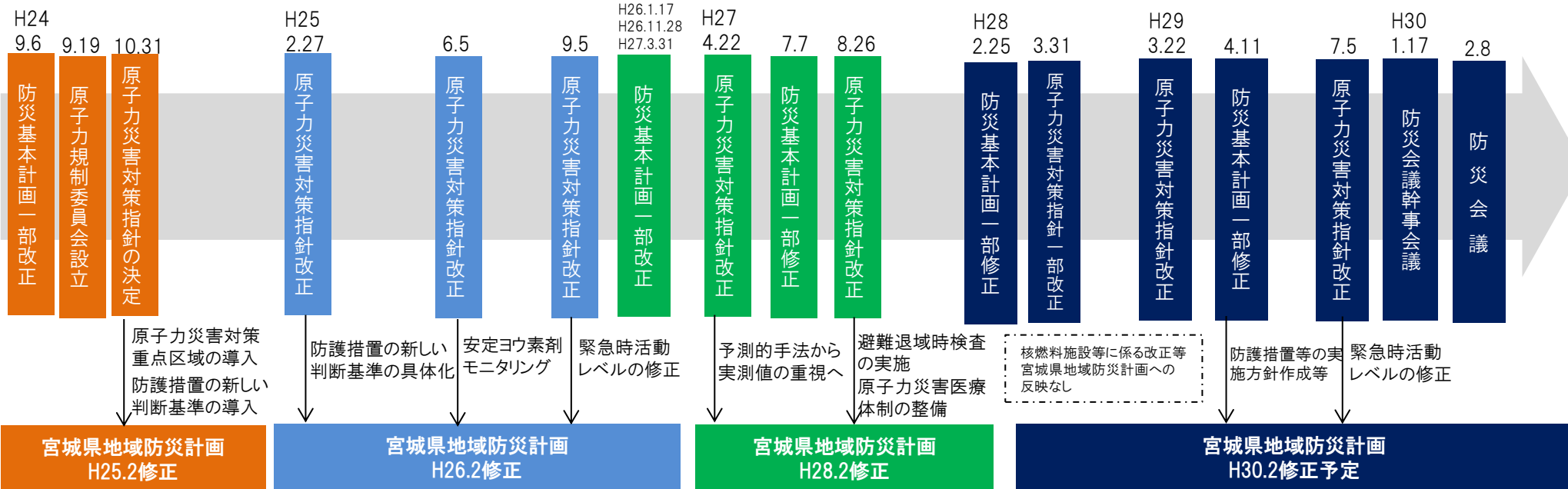
# 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について

## 目 次

|                   |   |
|-------------------|---|
| (1) 修正の経緯         | 1 |
| (2) 平成29年度の主な修正内容 | 2 |

# 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について

## <修正の経緯>



### これまでの修正の概要

#### □原子力災害対策重点区域の導入

- ・PAZ: 予防的防護措置を準備する区域、UPZ: 緊急時防護措置を準備する区域

#### □防護措置の新しい判断基準の導入

- ・EAL: 緊急時活動レベル、OIL: 運用上の介入レベル

#### □緊急時活動レベルの全面修正

- ・緊急事態区分に該当する個々のEALの全面修正

#### □安定ヨウ素剤

- ・安定ヨウ素剤予防服用体制を区域に応じて構築

#### □緊急時モニタリング体制

- ・国による緊急時モニタリングの統括

#### □予測的手法から実測値の重視へ

- ・避難や一時移転の判断について、放射性物質の拡散予測の結果を参考とする文言の削除

#### □避難退域時検査の実施

- ・OILに基づく防護措置として避難又は一時移転の対象となった住民等を対象とした検査の実施

#### □原子力災害医療体制の整備

### H30.2修正の概要

#### ■防災基本計画の反映

- ・大気中放射性物質拡散計算を含む関連情報の収集・蓄積
- ・防護措置及び一時移転等の実施方針の作成
- ・自然災害に係る独自避難指示

#### ■原子力災害対策指針の反映

- ・施設敷地緊急事態及び全面緊急事態のEALに係る技術的基準の修正
- ・警戒事態に係るEALについて、地震・津波等の自然災害に対する要件の見直し
- ・新規基準に適合していない実用発電用原子炉のEALの改正

#### ■その他

- ・PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域の導入
- ・原子力災害に係る警戒体制及び緊急事態応急対策活動体制と自然災害による配備基準との関係の整理
- ・原子力災害医療体制の整備 ・現地対策本部の設置時期

# 宮城県地域防災計画〔原子力災害対策編〕の修正について <平成29年度の主な修正内容>

## 防災基本計画の反映

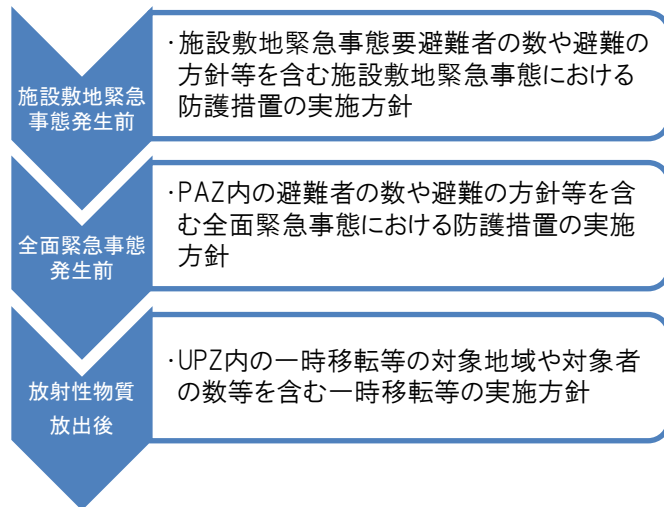
### □大気中放射性物質拡散計算を含む

#### 関連情報の収集・蓄積

地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化のため、大気中放射性物質拡散計算を含む関連情報を収集・蓄積する。

### □防護措置及び一時移転等の実施方針の作成

県及び国は、相互に協力して、緊急事態区分の進展に応じた防護措置及び一時移転等の実施方針を作成する。



### □自然災害に係る独自避難指示

市町村(市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは県)は、国が原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中においても、必要な場合は人命最優先の観点から独自の避難指示を行う。

## 原子力災害対策指針の反映

### □緊急時活動レベル(EAL)の改正

○施設敷地緊急事態(SE)及び全面緊急事態(GE)のEALに係る技術的基準の修正

例) 施設敷地緊急事態の原子炉冷却機能に係るEAL

【修正前】…非常用炉心冷却装置の**作動要求**

原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却剤の漏えいが発生すること

【修正後】…非常用炉心冷却装置の**作動失敗**

原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却剤の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置等のうち、当該原子炉に高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと

○警戒事態(AL)に係るEALについて、地震・津波等の自然災害に対する要件の見直し

【修正前】

原子炉施設等立地**道府県**において、震度6弱以上  
原子炉施設等立地**道府県**において、大津波警報発表

【修正後】

原子力事業所所在**市町村**において、震度6弱以上  
原子力事業所所在**市町村**沿岸を含む津波予報区※に大津波警報発表

※宮城県は津波予報区が1区のみのため実質的変更なし

○新規規制基準に適合していない実用発電用原子炉のEALの改正

当該原子炉については、新規規制基準に適合するまでは稼働することではなく、また、使用済燃料が使用済燃料貯蔵槽に搬出されており、長期間冷却されている。

こうした状況を踏まえ**福島第一原子力発電所1～4号機と同じEALに改正**された。

## その他の修正内容

### □PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域



離島部やPAZ内を通過しなければ避難ができない半島部などはPAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域として配慮する

### □原子力災害に係る警戒体制及び緊急事態応急対策活動体制と自然災害による配備基準との関係の整理

- ・ 現行の宮城県災害対策本部要綱の設置基準を適用
- ・ 自然災害に対するEALの考え方の反映

| 体制※      | 現行  | 修正案   |
|----------|---|---|
| 特別警戒本部体制 | ・大津波警報発表<br>・県内で震度5弱, 強                       | ・所在市町で震度5弱, 強                                 |
| 災害対策本部体制 | ・県内で震度6弱以上<br>・大津波警報発表+ AL<br>・県内で震度5弱, 強+ AL | ・所在市町で震度6弱以上<br>・大津波警報発表<br>・所在市町で震度5弱, 強+ AL |

※原子力災害に係る警戒体制及び緊急事態応急対策活動体制

### □原子力災害医療体制の整備

○原子力災害拠点病院/原子力災害医療協力機関

「被ばく医療体制」から「原子力災害医療体制」への移行に伴い、災害拠点病院等から指定・登録

○原子力災害医療派遣チーム

被災道府県で救急医療等を実施するため、原子力災害拠点病院に配置

### □現地災害対策本部の設置時期

・施設敷地緊急事態の発生(原災法第10条通報)を契機とすることを明確化